

事 務 連 絡

平成18年5月24日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

韓国産ミニトマト及びパプリカの検査命令免除輸出業者等について

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」（平成18年3月31日付け事務連絡）の別添1の2によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府からミニトマトの免除業者について追加する旨の通報があったこと、また、韓国政府から通報のあったパプリカの免除業者に誤りがあったことから、同事務連絡の別表8及び9を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。